

議案第 22 号

公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

なお、この規程は、平成30年第1回青森市議会定例会において、「青森市特別職の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が可決した場合に限り、制定するものである。

公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程

平成30年 月 日
規程第 号

公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）の一部を次のように改正する。

附則第14項の見出し中「平成29年度」を「平成30年度」に改め、同項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」に改め、「第4条第1項各号に掲げる給与表の適用を受ける職員」を「第8条に規定する管理職手当の支給を受けている職員」に改め、「当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合」を「100分の5」に改め、「ただし、教員職員のうち第8条に規定する管理職手当が支給されている職員の支給減額率は100分の10とする。」を削除し、同項の表を削除する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。